

税金の納め忘れはありませんか 市税の納税・相談窓口を開設しています

税務課では、通常業務時間以外に市税の納税が可能な窓口を開設しています。同時に納税に関する相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

【夜間納税・相談窓口】 毎週火曜日 午後7時まで（祝日を除く）

【日曜納税・相談窓口】 毎週日曜日 午前8時30分～正午

年度末臨時納税・相談窓口

▶期 日 3月23日(火)～26日(金)・29日(月)～31日(水)

▶時 間 午後5時15分～7時

▶場 所 税務課収納担当（市役所1階12番窓口）

ご利用ください 便利な口座振替

市税の口座振替は、金融機関（ゆうちょ銀行含む）の口座から納期ごとに自動的に振り替えて納税するもので、納め忘れがありません。納付の手間も省け、一度の手続きで翌年度以降も自動的に継続されます。安心・安全で便利な口座振替をご利用ください。

ご利用の手続きは、口座振替を希望される金融機関または市役所で行えますので、預金通帳および通帳の印鑑をお持ちになり、申し込みください。

▶問い合わせ 同課収納担当（内線236・237）

行田の足袋蔵が 彩の国景観賞2009を 受賞しました

埼玉県が主催する彩の国景観賞2009の「心にするおい部門」において「行田の足袋蔵」が選ばれ、「足袋蔵を再評価し、再活用を実現した。景観資源のネットワークを形成することにより、“点在すること”を楽しめるいきいきしたまちづくりを展開している」として、忠次郎蔵などの保存活動を行っているNPO法人ぎょうだ足袋蔵ネットワークが表彰されました。

これを記念して、この作品を含めた全受賞作品の写真パネル展示を次のとおり行います。ぜひご覧ください。

▶期 日 3月2日(火)～26日(金)

▶場 所 「みらい」1階談話コーナー

▶問い合わせ まちづくり推進課計画担当
（内線355・359）

くらしの110番情報

法改正でクリーニング・オフができる商品やサービスが増えました

【事例1】

自宅にガス会社の人に来て、「プロパンガスを切り替えませんか。今契約している業者より月に3千円くらい安くならすよ」と勧誘された。安くならすと思いい契約したが、落ち着いて考えたらずっと安いとは限らないし、やっぱり解約したい。

【事例2】

自宅に電話があり、「北海道のカニを1万円で購入ませんか」と勧誘されて注文した後、どのような品質のものが届くか不安になった。解約したい。

訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合、一定の条件を満たせばクリーニング・オフで無条件に契約の解除ができますが、これまでの特定商取引法では、クリーニング・オフができる商品（役務（サービス）は、政令で指定されたものに限られていました。

今回の改正（平成21年12月1日施行）で、原則としてすべての商品・サービスでクリーニング・オフができるようになりました。ただし、次のように、クリーニング・オフの適用が除外されているものがあります。

【クリーニング・オフの適用除外】

○金融商品取引法、宅地建物取引業法など、ほかの法令で消費者保護が適切に

図られているもの。

○自動車の販売、リースなど、契約するまでに相当の交渉期間を要するのが一般的なもの。

○電気、都市ガス、葬儀など、速やかに提供されないと消費者側の不利益になる恐れがあるもの。

○現金取引で3千円未満のもの。
○化粧品や健康食品などの、いわゆる消耗品で使用または一部消費した場合。

【アドバイス】

事例のプロパンガスや食品は、今回の法改正でクリーニング・オフができるようになりました。契約を解除したい場合は、契約書（クリーニング・オフについて書かれた書類）を受け取ってから8日以内に出した日付がわかるように簡易書留や特記記録で書面を業者に郵送してください。送る書面はコピーして、証拠として保管しておきましょう。契約書類を渡さない悪質な業者もいるので、契約する際には相手の氏名・住所などの連絡先を必ず確認しましょう。

クリーニング・オフの仕方など、分からないことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048-734-0999または
生活課市民生活担当（内線2552）



つけましたか？住宅用火災警報器